

広島県告示第五百七号

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年広島県告示第六百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の広島県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。